

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(69)」

2. 日時：平成29年5月17日（水）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁18階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：大浅田安全規制調整官、三井安全審査官、竹内安全審査官、中村安全審査官、佐藤（秀）安全審査官、永井安全審査官、江崎安全審査官、吉村安全審査官、田口安全審査官、山浦技術参与

日本原子力発電：執行役員 他12名

5. 要旨

①日本原子力発電から、平成26年5月20日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性について説明があった。なお、原子力規制庁から原子炉建屋以外の評価内容が示されていない理由について確認したところ、日本原子力発電からは、評価中のため暫く時間を要するとの回答があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

- ・敷地の地質・地質構造における説明との整合性を示すとともに、地質図及びその断面図等の基礎資料を含めた資料とすること。また、本日の資料に含まれている図について、凡例や断面図の平面位置（屈曲点を含む）などについて、適正化を図ること。
- ・敷地の地質・地質構造において認定した久米層中のユニット境界の取り扱いを明確に追記すること。
- ・本日の説明において示されていない原子炉建屋以外の耐震重要施設及び

常設重大事故等対処施設についても、それぞれの施設の地質等の断面図及び評価方針などを適切に示すこと。その上で、評価対象断面の選定について説明すること。

- ・ 物性値及びそのばらつきについて、新たにデータを取得し変更したのであれば、修正前（当初申請時等）との比較を明確に示し、考え方も含め再度説明すること。
- ・ 安定性評価にあたってのすべり面の選定の考え方を資料に明記し、説明すること。

③日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所 地震等に係る新基準適合性審査に関するコメントリスト
- ・ 東海第二発電所 「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の説明概要及びスケジュール（案）について
- ・ 東海第二発電所 原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
- ・ 東海第二発電所 原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について【補足説明資料】